

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	〇大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	三三
	〇県営土地改良事業計画を定めた件	三四
	〇土地改良法により換地処分をした件	三五
	〇保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三五
	〇道路の区域を変更する件	三五
	〇車両制限令の規定により道路を指定する件	三五
	〇車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件	三六
	〇水防警報を発する河川を指定する件	三七
	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件	三七
	〇福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十二件	三六
公 告	〇農業振興地域を指定する件の一部を変更する件	三四
	〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三四
	〇都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三四
	〇都市計画事業の認可の告示があった件二件	三四
正 誤	〇令和二年七月十七日付け定例第百二十二号中	二四
	〇令和三年三月二日付け定例第百七十九号中	二四

告 示

福島県告示第二百八十九号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年三月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六一ほか
- 二 変更しようとする事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(変更前) (二) 収容台数 二百二十台

(変更後) (二) 収容台数 百十台

(変更前) (一) 数 四箇所

(変更後) (一) 数 二箇所

(変更前) (二) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和三年十月一日

四 届出年月日

令和三年二月十七日

五 届出をした者

株式会社マルト

（「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

福島県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山田浜地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月十七日から（二十日間）

同 年四月五日まで

三 縦覧の場所
檜葉町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和三年三月三日槻ノ木地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農地管理課)

福島県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

川 嵩 優 菅野貴教 大沼ミキ子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第百六十二号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

川 嵩 優

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第百六十四号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所(令和三年三月十六日から二週間一般の縦覧に供す)。

令和三年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一三〇番地先 まで	変更前	九・二、 五四・九	三、六〇〇・〇
		変更後	九・二、 五四・九	三、六〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百九十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

令和三年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道一一八号	東白川郡棚倉町大字棚倉字風呂ヶ沢五一番一地从先から 同 郡同 町大字上台字調練場一八番一地从先まで 会津若松市中央三丁目一三七番地先から 同 市扇町一三二番四地先まで

一般国道二二二号	喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から 同 市松山町鳥見山字三百刈五六六七番一地从先まで
一般国道二八九号	東白川郡棚倉町大字上台字長峰一番五五地先から 同 郡同 町大字檜木字芋畑沢四番一地从先まで
県道日立いわき線	いわき市錦町江栗七反田一四番一地从先から 同 市錦町花ノ井一番一地从先まで
県道いわき浪江線	いわき市中岡町六丁目一〇番一三地从先から 同 市佐糠町碓田七三番一地从先まで
県道相馬亘理線	相馬市原釜字北谷地三〇三番地先から 相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一番一地从先まで
県道小野四倉線	いわき市四倉町戸田字水押七番五地先から 同 市四倉町字田戸前六九番一地从先まで
県道常盤勿来線	いわき市錦町字上中田八五番地先から 同 市勿来町四沢鍵田三番一地从先まで
県道浜崎高野会津若松線	会津若松市町北町大字藤室字横道一五九番二地从先から 同 市西七日町三番地先まで
県道須賀川二本松線	郡山市笹川一丁目二七六番二地先から 同 市安積町日出山三丁目二八〇番地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和三年三月十六日

指定する道路の路線名及び区間		福島県知事 内堀雅雄
路線名	区間	
一般国道一一三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六九番四地先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字桜下二〇番三地从先まで	
一般国道一一四号	相馬市椎木字北原三三六番五地先から 同 市塚部字善光寺二番一地从先まで	
一般国道一一五号	福島市豊田町二番一〇地先から 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田三番一地从先まで	
一般国道一一八号	福島市佐倉下字前一番一〇地先から 耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇六三番一地从先まで	
一般国道一二二号	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西七六七番一地从先から 同 市工業団地三一〇番五地先まで	
一般国道二九四号	喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先から 同 市松山町鳥見山字三百刈五六六七番一地从先まで	
一般国道四〇一号	喜多方市関柴町西勝字西原二六八番三地从先から 会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲七四六番一地从先まで	
県道上名倉飯坂伊達線	白河市豊地弥次郎窪二九番一〇地先から 同 市豊地弥次郎九一番一地从先まで	
県道白石河石川線	会津若松市館馬町四五五番地先から 大沼郡会津美里町字柳台二二三八番六地先まで	
県道原町川俣線	福島市さくら二丁目一番五地先から 同 市土船字才明寺六番一地从先まで	
	白河市中田一六〇番六地先から 同 市双石麦ノ内一七番地先まで	
	南相馬市原町区本町二丁目一四五番二地先から	

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十九年九月六日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和三十九年九月六日から平成三十三年三月三十一日まで
 （変更後） 昭和三十九年九月六日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市土湯温泉町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成六年三月十一日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成六年三月十一日から平成三十三年三月三十一日まで
 （変更後） 平成六年三月十一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第百三十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月十九日次のとおり指定した。
 令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀雅雄
 売りさばき所の名称及び所在地

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 令和三年四月一日から
 組合 組合長 七五号 令和八年三月三十一日まで
 福島県庁消費組合南 会津合同庁舎内売店

佐藤 宏隆

南会津郡南会津町田
 島字根小屋甲四二七
 七番地一
 （出納総務課）

福島県告示第百三十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十一日次のとおり指定した。
 令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀雅雄
 売りさばき所の名称及び所在地

郡山北地区交 郡山市富田東三丁 令和三年四月一日から
 通安全協会 目一〇九番地 令和八年三月三十一日まで
 会長 齋藤 幸夫
 郡山市富田東三丁目
 一〇九番地（郡山北
 警察署内）
 （出納総務課）

福島県告示第百三十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十二日次のとおり指定した。
 令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀雅雄
 売りさばき所の名称及び所在地

石橋建設工業 本宮市高木字舟場 令和三年四月一日から
 株式会社 二五番地八 令和八年三月三十一日まで
 有限会社橋商 伊達市箱崎字原八 同
 店 七番地一
 伊達箱崎店
 伊達市箱崎字中二番
 地一
 有限会社杉妻自動車
 練習所
 福島市清水町字東壇
 九番地
 渡辺幸子行政書士事
 務所

渡辺 幸子 安達郡大玉村玉井 同
 字西庵九六番地

福島県田村地区交通安全協会 会長 吉 四番地
田 康市

安田 宏 福島市松川町字土 同
腐五番地の三

株式会社富久山自動車教習所 郡山市富久山町福 同
原字町裏三八番一

福島県告示第三百三十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十五日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

西部自動車株 郡山市富田町字稲 令和三年四月一日から
式会社 川原四〇番地 令和八年三月三十一日まで

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
西部自動車株式会社
郡山市富田町字稲川
原四〇番地
(出納総務課)

福島県告示第三百三十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十七日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

ふくしま未来 福島市北矢野目字 令和三年四月一日から
農業協同組合 原田東一番地の一 令和八年三月三十一日まで

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
ふくしま未来農業協
同組合 鹿島総合支
店

本宮市本宮字一ツ屋
四四番地四
福島県田村地区交通
安全協会 小野支所
田村郡小野町大字小
野新町字小太内一三
番地(田村警察署
小野分庁舎内)
松文堂
福島市松川町本町二
四番地
株式会社富久山自動
車教習所
郡山市富久山町福原
字水穴一番地
(出納総務課)

福島県告示第三百五十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十八日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

新常磐交通株 郡山市明治団地 令和三年四月一日から
式会社 四番地の一 令和八年三月三十一日まで

小野 真弓 いわき市常磐湯本 同
町下浅貝六九番地
の六

西丸 和彦 いわき市小名浜字 同
辰巳町三六番地の
五

蛭田 智恵 いわき市山玉町修 同
路三一番地

福島県告示第三百六十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年一月二十九日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

宇佐見 岩男 田村郡小野町大字 令和三年四月一日から
小野新町字中通一 令和八年三月三十一日まで
三七番地

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
有限会社鯨岡商店
田村郡小野町大字小
野新町字中通一二二
番地
(出納総務課)

南相馬市鹿島区横手
字川原一八五番地の
一
(出納総務課)

福島県告示第三百七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年二月二日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

斎藤 好則 福島市泉字仲田一 令和三年四月一日から

三番地の五 令和八年三月三二日まで

福島市泉字仲田一三番地の二

有限会社バー 福島市宮代字前畑 同

有限会社パークレイ 福島市鎌田字町東四番地の一〇
(出納総務課)

福島県告示第三百八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年二月三日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社アイ・オール・ケイ いわき市中岡町六 令和三年四月一日から

丁目一二番地の一 令和八年三月三二日まで

いわき市中岡町六丁目一二番地の一四

合資会社大正金物店 いわき市常磐湯本 同

合資会社大正金物店 いわき市常磐湯本町八仙一番地
(出納総務課)

福島県告示第三百九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年二月十二日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社古市石油店 東白川郡矢祭町大 令和三年四月一日から

字東館字反田一七 令和八年三月三二日まで

有限会社古市石油店 東白川郡矢祭町大字

東館字反田一七番地

宗田 英昭 東白川郡棚倉町大 同

字棚倉字新町三一 番地一
東白川郡棚倉町大字
棚倉字新町三一番地

須賀川瓦斯株 須賀川市卸町四四 同

酒スパー矢吹八幡 西白河郡矢吹町八幡 町七八六番地
(出納総務課)

福島県告示第三百十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年二月十六日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福厚企画株式会社 福島市五老内町三 令和三年四月一日から

番一 令和八年三月三二日まで

福厚企画株式会社 福島市役所内売店
福島市五老内町三番一 号
リビングショップ小島

小島 弘嗣 伊達市保原町字九 同

伊達市保原町字九丁目三番地一
(出納総務課)

福島県告示第三百十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年二月二十六日次のとおり指定した。
令和三年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

第一総合ホール 喜多方市字大谷地 令和三年四月一日から

ルディングス 八〇一四番地の二 令和八年三月三二日まで

喜多方ドライブイングスクール 喜多方市字大谷地八

公 告

〇一四番地の二
(出納総務課)

公告第六十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件(昭和四十五年公告第三百六十五号)の一部を次のように変更する。この変更に係る関係図面を福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

表河沼郡会津坂下町の項一中「平成七年会津坂下町告示第五十号」を「令和三年会津坂下町告示第十号」に改める。

(農業担い手課)

公告第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹西部土地改良区

退任した役員	就任した役員	住所
氏名	氏名	
理事 添田 勝幸	岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地	
野崎 吉郎	西白河郡矢吹町新町一六九番地	
鈴木 和夫	白河市大工町三八番地三	
久保木 正大	西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地	
常松 滝男	岩瀬郡天栄村大字大里字丸山四二番地	
星 裕明	同 郡同 村大字大里字東丹下八二番地	
十文字 宏喜	同 郡同 村大字大里字飯坂三番地一	
石塚 勝明	同 郡同 村大字大里字南沢五番地	
須藤 羊一	西白河郡矢吹町本郷町四六八番地二	
角田 秀明	同 郡同 町田内一二〇番地	
戸倉 宏一	白河市大信中新城字内屋敷八九番地	
同 同	同 市大信下新城字野寺三六番地	
同 同	同 西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬一八番地	

退任した役員	就任した役員	住所
戸倉 泰男	白河市大信中新城字赤坂四四番地	
大木 直弥	岩瀬郡天栄村大字大里字沢邸七九番地	
星 喜一郎	西白河郡矢吹町新町二六三番地二	

理事 氏名	住所
添田 勝幸	岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地
蛭田 泰昭	西白河郡矢吹町寺内西一八五番地
同 鈴木 和夫	白河市大工町三八番地三
同 久保木 正大	西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地
同 丸山 重雄	岩瀬郡天栄村大字大里字丸山三五番地
同 星 裕明	同 郡同 村大字大里字東丹下八二番地
同 大野 隆満	同 郡同 村大字大里字桑名邸六八番地
同 須藤 一美	同 郡同 村大字大里字南沢一八番地
同 小坂橋 勝美	西白河郡矢吹町中町一六九番地一中町第二災害公営住宅二一〇一号

同 角田 秀明	同 郡同 町田内一二〇番地
同 戸倉 宏一	白河市大信中新城字内屋敷八九番地
同 同 同 同	同 市大信下新城字野寺四六番地
同 同 同 同	同 西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬一八番地
同 同 同 同	同 白河市大信中新城字赤坂四四番地
同 同 同 同	同 岩瀬郡天栄村大字大里字四ツ長六〇番地
同 同 同 同	同 郡同 村大字下松本字要谷二〇番地

(農村計画課)

公告第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津坂下町から会津坂下都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	相馬地方都市計画道路事業三・四・百二号駅前北原線	実施者の名称	福島県	事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所	事業地の所在	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---------------	--------------------------	--------	-----	---------	--------------------------------	--------	------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	相馬地方都市計画道路事業三・五・百十号夜の森前大木戸線	実施者の名称	福島県	事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所	事業地の所在	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---------------	-----------------------------	--------	-----	---------	--------------------------------	--------	------------------------------

(まちづくり推進課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年七月十七日付け定例第百二十二号中

三九六	上	一〇	幾世橋字六反田三番一地先	権現堂字六反田二番一地先
-----	---	----	--------------	--------------

○令和三年三月二日付け定例第百七十九号中

一〇二	下	四	三番一地先	二番一地先
-----	---	---	-------	-------